

1. 事業の内容

1.1 事業計画の概要

1.1.1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

○放射 34 号線、環状 2 号線、補助 314 号線、補助 315 号線

1. 名称 東京都
2. 代表者 東京都知事 小池 百合子
3. 所在地 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

○高速晴海線

1. 名称：首都高速道路株式会社
2. 代表者：代表取締役社長 宮田 年耕
3. 所在地：東京都千代田区霞が関一丁目 4 番 1 号

○土地区画整理事業

1. 名称 東京都
2. 代表者 東京都知事 小池 百合子
3. 所在地 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

1.1.2 対象事業の名称及び種類

1. 名称 臨海部幹線道路建設事業及び臨海部開発土地区画整理事業
2. 種類 道路の新設及び改築
土地区画整理法第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業

1.1.3 対象事業の内容の概略

都市計画道路のうち一般道路については、以下に示す道路及び土地を新設または改築する事業であり、街路事業及び大街区方式による土地区画整理事業（以下「大街区方式土地区画整理事業」という。）により施行する。大街区方式土地区画整理事業では幹線道路等の広域幹線施設の整備を中心に、地権者による開発（二次開発）が可能となる地区内基盤施設整備までを行うものである。

- ・東京都市計画道路幹線街路放射第 34 号線（以下「放射 34 号線」という。）
- ・東京都市計画道路幹線街路環状第 2 号線（以下「環状 2 号線」という。）
- ・東京都市計画道路補助街路第 314 号線（以下「補助 314 号線」という。）
- ・東京都市計画道路補助街路第 315 号線（以下「補助 315 号線」という。）

また、都市計画道路のうち都市高速道路については、東京都市計画道路都市高速道路晴海線（以下「高速晴海線」という。）を新設する事業である。

これらの対象事業の内容のうち、道路の新設及び改築の概要を表 1.1.3-1 に、対象事業の位置及び区域を図 1.1.3-1 に示す。

表 1.1.3-1(1) 事業計画の概要(変更後)

項目		名称	放射 34 号線	環状 2 号線	補助 314 号線	補助 315 号線	高速晴海線
事業 区間	新設区間		中央区晴海 二丁目～ 江東区有明 二丁目 [約 2,390m]	港区東新橋 二丁目～ 港区東新橋 一丁目、 中央区晴海 四丁目～ 江東区有明 二丁目 [約 2,610m]		江東区豊洲 二丁目～ 江東区有明 二丁目 [約 3,040m]	中央区晴海 二丁目～ 江東区有明 二丁目 [約 2,700m]
	改築区間		中央区勝ど き二丁目～ 中央区晴海 二丁目 [約 400m]		中央区晴海 五丁目～ 中央区晴海 三丁目 [約 1,100m]	江東区豊洲 五丁目～ 江東区豊洲 二丁目 [約 240m]	
	延長		中央区勝ど き二丁目～ 江東区有明 二丁目 [約 2,790m]	港区東新橋 二丁目～ 港区東新橋 一丁目、 中央区晴海 四丁目～ 江東区有明 二丁目 [約 2,610m]	中央区晴海 五丁目～ 中央区晴海 三丁目 [約 1,100m]	江東区豊洲 五丁目～ 江東区有明 二丁目 [約 3,280m]	中央区晴海 二丁目～ 江東区有明 二丁目 [約 2,700m]
標準幅員			50m	50m	50m	40m	14.2m
道路規格			第 4 種第 1 級	第 4 種第 1 級	第 4 種第 1 級	第 4 種第 1 級	第 2 種第 2 級
車線数			往復 6 車線	往復 6 車線	往復 6 車線	往復 4 車線	往復 2 車線
構造			平面・盛土・ 橋梁	平面・橋梁・ トンネル※	平面	平面・盛土・ 高架・橋梁	高架・橋梁
設計速度			60km/時	60km/時	60km/時	60km/時	60km/時
事業予定期間			平成 9～ 17 年度	平成 13～ 令和 4 年度	平成 13～ 28 年度	平成 10～ 28 年度	平成 15～ 29 年度
完成予定			平成 17 年度	令和 4 年度	平成 28 年度	平成 28 年度	平成 29 年度

注 1 新設区間とは、評価書での対象事業区間のことであり、東京都環境影響評価条例施行規則第 3 条に定める対象事業の要件に該当する区間である。

2 改築区間とは、評価書での関連事業区間のことであり、事業区間のうち対象事業区間を除く区間である。

3 構造は、平面・盛土・高架・橋梁・トンネルに区分した。なお、高架は、陸上部において橋梁形式の構造となっている道路をいう。

4 網掛け部は変更箇所を示す。

※ 港区東新橋二丁目～港区東新橋一丁目の区間

表 1.1.3-1(2) 事業計画の概要(変更前)

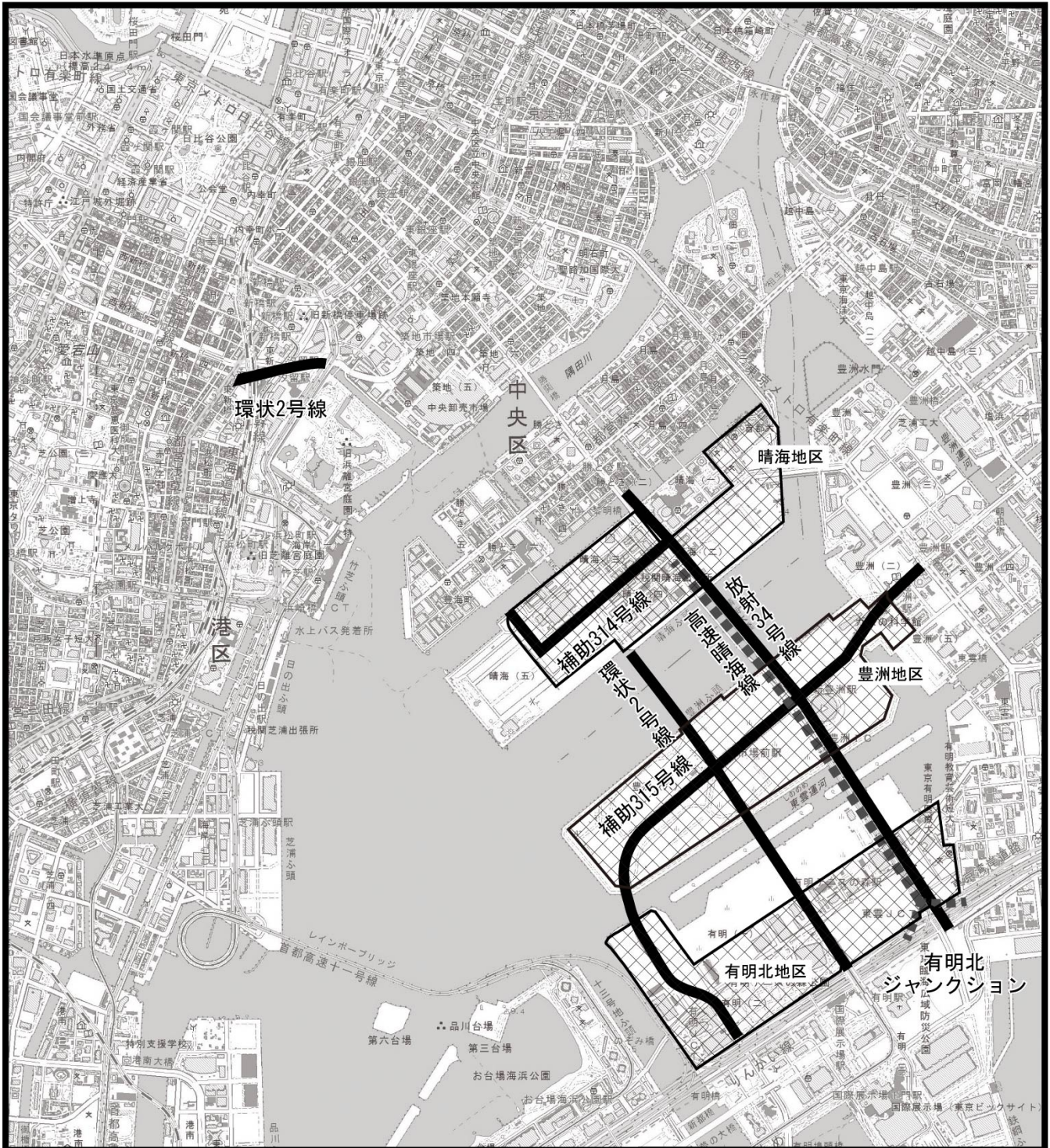
項目		名称	放射 34 号線	環状 2 号線	補助 314 号線	補助 315 号線	高速晴海線
事業 区間	新設区間		中央区晴海 二丁目～ 江東区有明 二丁目 [約 2,390m]	港区東新橋 二丁目～ 港区東新橋 一丁目、 中央区晴海 四丁目～ 江東区有明 二丁目 [約 2,610m]		江東区豊洲 二丁目～ 江東区有明 二丁目 [約 3,040m]	中央区晴海 二丁目～ 江東区有明 二丁目 [約 2,700m]
	改築区間		中央区勝ど き二丁目～ 中央区晴海 二丁目 [約 400m]		中央区晴海 五丁目～ 中央区晴海 三丁目 [約 1,100m]	江東区豊洲 五丁目～ 江東区豊洲 二丁目 [約 240m]	
	延長		中央区勝ど き二丁目～ 江東区有明 二丁目 [約 2,790m]	港区東新橋 二丁目～ 港区東新橋 一丁目、 中央区晴海 四丁目～ 江東区有明 二丁目 [約 2,610m]	中央区晴海 五丁目～ 中央区晴海 三丁目 [約 1,100m]	江東区豊洲 五丁目～ 江東区有明 二丁目 [約 3,280m]	中央区晴海 二丁目～ 江東区有明 二丁目 [約 2,700m]
標準幅員			50m	50m	50m	40m	14.2m
道路規格			第 4 種第 1 級	第 4 種第 1 級	第 4 種第 1 級	第 4 種第 1 級	第 2 種第 2 級
車線数			往復 6 車線	往復 6 車線	往復 6 車線	往復 4 車線	往復 2 車線
構造			平面・盛土・ 橋梁	平面・橋梁・ トンネル※	平面	平面・盛土・ 高架・橋梁	高架・橋梁
設計速度			60km/時	60km/時	60km/時	60km/時	60km/時
事業予定期間			平成 9～ 17 年度	平成 13～ 32 年度	平成 13～ 28 年度	平成 10～ 28 年度	平成 15～ 29 年度
完成予定			平成 17 年度	平成 32 年度	平成 28 年度	平成 28 年度	平成 29 年度

注 1 新設区間とは、評価書での対象事業区間のことであり、東京都環境影響評価条例施行規則第 3 条に定める対象事業の要件に該当する区間である。




2 改築区間とは、評価書での関連事業区間のことであり、事業区間のうち対象事業区間を除く区間である。

3 構造は、平面・盛土・高架・橋梁・トンネルに区分した。なお、高架は、陸上部において橋梁形式の構造となっている道路をいう。

※ 港区東新橋二丁目～港区東新橋一丁目の区間



凡 例

-  幹線街路
-  高速晴海線
-  土地区画整理事業施行区域



Scale 1:30,000



図1.1.3-1
対象事業の位置及び区域